



The Japanese Institute of  
Certified Public Accountants

# 監査上の主要な 検討事項適用に向けて (KAM)

第 1 弾

2021年3月期から、監査上の主要な検討事項（以下、「KAM」という。）が導入されます（2020年3月期から早期適用可）。日本公認会計士協会から2019年7月12日付で公表した会長声明「『監査上の主要な検討事項』の適用に向けて」において、早期適用の有無にかかわらず、円滑な導入に向けて直ちに取り組む必要がある旨、記載しております。来年度からの適用に向けての準備を進めていることと思いますが、まだ準備が進んでいないと思われる方は、2020年3月期の状況を踏まえて、KAM導入に向けてセルフチェックを実施してみてください。

## 監査計画段階で監査役等とKAM候補についてコミュニケーションを行いましたか？



監査基準委員会報告書701において、  
KAM決定のための2つのステップが示されています。



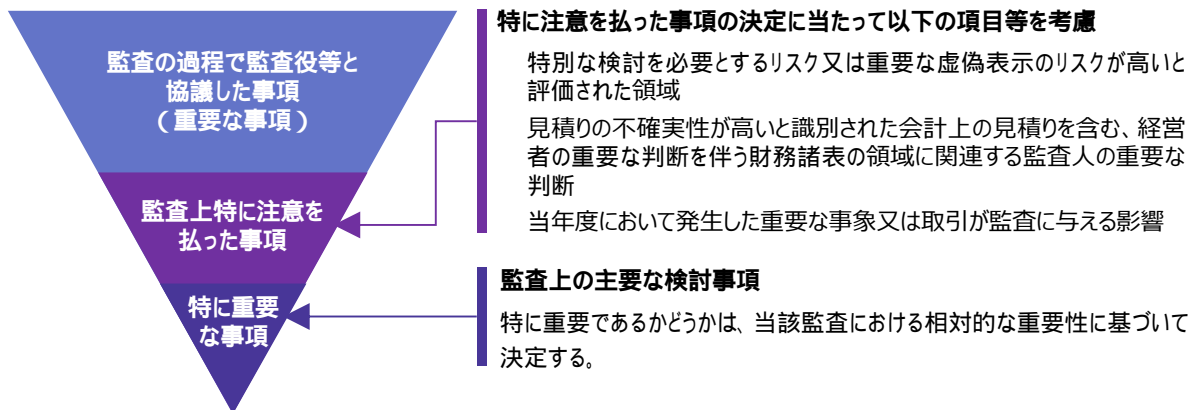
監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、（1）特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価された領域（2）経営者の重要な判断を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断、（3）当年度に発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等を考慮して、特に注意を払った事項を決定します。



特に注意を払った事項の中から、特に重要であると判断した事項をKAMとして決定します。

- ◆ 上記ステップによりKAMの候補を絞り込み、その過程の伝達を含めて監査役等とコミュニケーションを行うことが必要です。

## 監査上の主要な検討事項の決定プロセス



（参考 監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A Q2-2」）

（注）便宜上、3月決算を前提として記載しておりますので、ご了承ください。